

記載例)

公開空地等・特例施設表示板

この公開空地及び施設は、建築基準法第59条の2第1項に基づく総合設計制度により設けられた公開空地等及び特例施設で、広く一般に公開されているものです。

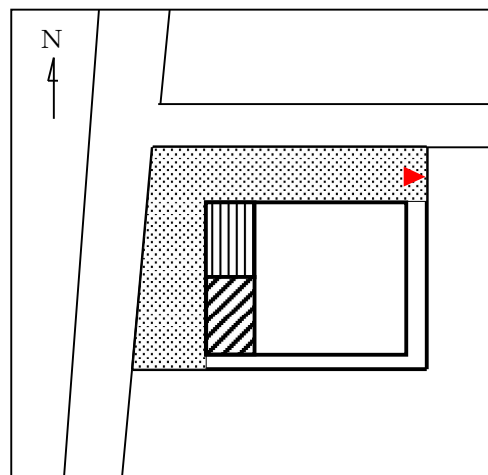
年 月 日

建築主 氏名

管理者 住所

氏名

連絡先



▲ : 現在位置

□ : 公開空地

▨ : 特例施設 (図書館)

▩ : 特例施設 (集会場)

備考1 実際の記載内容及び仕様等の詳細は事前に建築指導課と協議のうえ、決定すること。

2 マンション建替え法第105条第1項に基づく許可である場合は、「建築基準法第59条の2第1項」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項」とする。

3 長期優良住宅法第18条第1項に基づく許可である場合は、「建築基準法第59条の2第1項」を「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項」とする。

4 特例施設については、一般公開を前提とした特例施設がある場合に記載する。

5 特例施設を1階以外に設ける場合は、当該階の平面を併せて明示すること。

6 設置位置は、公開空地等の外部から見えやすい位置とすること。